

監事の監査報告書

令和元年5月20日

学校法人 関西大倉学園
理事会・評議員会 御中

学校法人 関西大倉学園

監事 清水 信昭

監事 林 浩志

私たちは、私立学校法第37条第3項および学校法人関西大倉学園寄付行為第15条の規定に基づき、学校法人関西大倉学園の平成30年度(平成30年4月1日より平成31年3月31日まで)の学校法人の業務の状況及び財産の状況について監査を行いましたので、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法の概要

理事会に出席し、また学園に赴き、学校長、教頭、事務長等から業務の執行状況を聴取するとともに関係資料を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 学校法人の財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、法令及び寄付行為に従い正しく示しているものと認めます。

以上